

2017年度 全日本学生ロードレース・カップ・シリーズ 普及大会 渡良瀬遊水池タイムトライアル大会要項

20180218 ver

主催	日本学生自転車競技連盟	特定非営利法人ツール・ド・とちぎの会
主管	ツール・ド・とちぎ実行委員会 日本学生自転車競技連盟	栃木県自転車競技連盟 公益財団法人日本自転車競技連盟
後援	栃木県	
大会日程	2018年3月23日(金) 午前10:00スタート	
会場	栃木県栃木市 渡良瀬遊水池 谷中湖周回コース(一周 7.25 km)	
大会主旨	本大会は、学生自転車競技水準向上と開催地域におけるサイクリススポーツの振興に寄与することを目的とする。	
競技種目	7.25 km (1周) 個人ロードタイムトライアル	
参加資格	当該年度に有効な、(公財)日本自転車競技連盟(以下、「JICF」という)登録競技者のうち、本連盟加盟校の登録選手とする。男子は全クラスの選手が参加できるが、クラス3の参加者が使用する自転車本体及び自転車の器材については大会特別規則の定めるところによる制限を行う。	
参加申込	<ol style="list-style-type: none">1. 参加を希望する選手は、学校単位で所定の様式にて2月28日(水)までに電子メールで本連盟の事務局まで申し込むこと。エントリー専用電子メールアドレス(entry@jicf.info)への到着を以て参加申込の正式受領とするが、同一内容を郵送もしくはFAXにて事務局に期限内に送付する事。申込書式はJICFウェブサイトより入手できる。なお、締切前でも定員になり次第、締め切ります。2. 参加費は1名につき4,000円とし、参加料の送金は銀行口座振込とする。送金名義人について、振込先に大会コード「0323」と、学校名を分かるように記入すること。 振込口座：長野県労働金庫 諏訪湖支店 普通 9683745 口座名：日本学生自転車競技連盟 支払が完了することで参加申込受付完了となる。3. 参加費支払期限は2月28日(水)とする。なお一旦入金された参加費は如何なる理由があろうとも返金しない。また、正当な理由なき欠場者には、参加費と同額のペナルティーを課す。4. 申込み手続きを以て本要項記載の誓約書に同意したものとみなす。	
選手受付	<ol style="list-style-type: none">1. 3月23日(金)午前9:30~10:00の間にライセンス(または、登録手続き中であることを証明する書類)を提示してゼッケンを受け取ること。2. 選手は、各自のスタート時刻の15分前までにバイクチェックを済ませて、指定場所で待機すること。	
賞典	男子クラス1~3各クラスの上位1位~3位まで賞状を授与する。女子は上位1位~3位まで賞状を授与する。	
表彰式	上記対象者について原則として終了後に特設ステージにて行う。クラス3の出走者上位5%以内の者(小数点以下切上げ・完走しなかった者を除く)は、クラス2に昇格する。クラス2の上位選手のクラス1への昇格は行わない。また、いずれのカテゴリもRCSランキングポイントの対象とはならない。	
事故措置	<ol style="list-style-type: none">1. 競技中発生した事故等の処理は、JICF競技規則第6条による。主催者にて応急処置の範囲の体制は準備するが、以降は各自の責任と費用負担において対応のこと。2. 各選手は、各自の責任において傷害保険に加入し、健康保険証を必ず持参すること。	
競技規則	当該年度 JICF 競技規則による他、詳細は本大会特別規則を定め適用する。	
事務局	日本学生自転車競技連盟 〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館 4階 FAX: 03-3481-2369 E-mail: jicf@remus.dti.ne.jp URL: http://jicf.info 携帯電話 080-4176-2369	

特別規則

第1条(追走車両) 各選手に対する追走車両は走行しない。

第2条(食料補給) 飲食料の補給は、認めない。

第3条(その他)

1. 学連登記者のジュニア選手のギア比の制限は行わない。
2. レース中の競技者との無線通信その他の遠隔通信は禁止とする。
3. 一般公道を走行可能な装備で参加のこと。ヘルメット・反射テープの装着も必須とする。

第4条(クラス3の参加者が使用する自転車本体と器材についての制限)

クラス3の参加者が使用する自転車については、ディスクホイールの使用を禁止する。また、タイムトライアル専用バイクの使用も禁止する。また、エクステンションバーの取り付けについては、ノーマルなドロップハンドルバーの上部に付加するタイプのエクステンションバーのみ可とする。ステムごと交換するタイプのものは禁止する。

注意：大会要項は諸事情により変更される場合があるので JICF ウェブサイトを随時チェックすること。

誓 約 書

日本学生自転車競技連盟

会長 村岡 功 殿

下記大会参加にあたり、当チームの選手・監督・コーチ・メカニック・その他すべての自チーム員が以下のことを確認し、順守すること誓います。

- 1 UCI（国際自転車競技連合）・JCF（日本自転車競技連盟）規則を順守し、誠実かつスポーツマン精神に則りフェアな態度で自転車競技に参加すること。（UCI 規則 1.1.004, JCF 規則第 5 条 2.（4））
- 2 大会（競技中のみならず式典・公式練習等の付帯行事を含む）における参加者の肖像権は本連盟に帰属すること。（JCF 規則第 5 条 2.（9）準用）
- 3 規則に規定される仕事と責任に加えて、チーム監督は、スポーツ活動と競技者のチーム内の自転車スポーツ実践における社会的・人的条件の管理について責任がある。（UCI規則1.1.078）
- 4 チーム監督は絶えず組織的に、可能なときはいつでも、社会的・人的条件を改善する努力をしなければならない。そしてチームの競技者の健康と安全を守らなければならない。（UCI規則1.1.079）
- 5 チーム監督は、チームに所属する者あるいはいかなる役目であってもそのために働く者により規則が順守されることを保証しなければならない。
彼は他の者の模範とならなければならない。（UCI規則1.1.080）
- 6 すべてのライセンス保持者はレースのない時でも常にきちんとした服装をし、あらゆる場合において礼儀正しいふるまいをしなければならない。
すべてのライセンス保持者は、おどしや、侮辱や、下品なふるまいや、他の人を危険な状態におとしいれたりしてはならない。言葉、身振りや書いたものなどで他のライセンス保持者や役員やスポンサーや連盟、UCIおよび自転車競技全般の名誉や評判を傷つけてはならない。批評の権利は、穏健に、十分な動機があり筋の通った方法でのみ行使できる。（UCI規則1.2.079）
- 7 競技者はスポーツマンとしてあたえられた機会を守らなければならない。
競技者間の利害に関し、いかなる共謀や偽りや誹謗は禁止する。（UCI規則1.2.081）
- 8 競技者は最大限の注意を払って行動しなければならない。競技者が原因で発生した事故に関しては自分で責任を負わなければならない。
競技者は開催国における法律を順守しなければならない。（UCI規則1.2.082）

以上